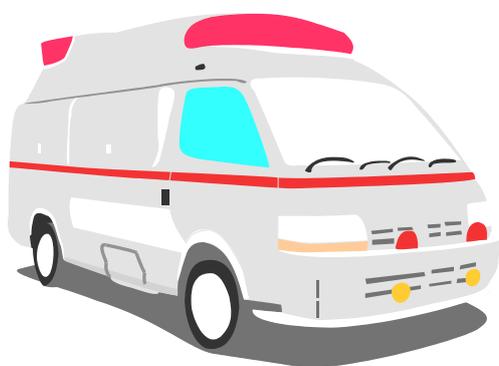


平成29年度

もしものために

緊急時対応マニュアル



大津市立和邇小学校

電話 594-0012

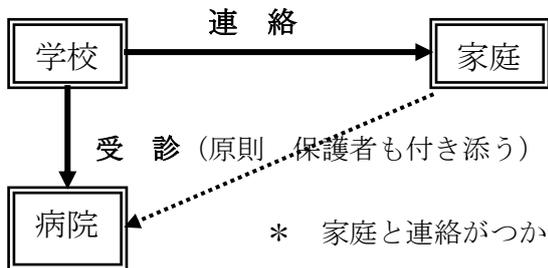
FAX 594-0100

HPアドレス <http://www.otsu.ed.jp/wanie/>

I 児童の負傷・疾病等の対応

1 児童負傷時の対応について

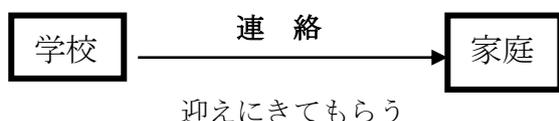
(* 受診病院の確認 * 薬アレルギー等の有無の確認)



* 家庭と連絡がつかない場合は、校医または最寄りの病院で受診します。

* 下校時の負傷については、学校へお知らせください。

2 疾病時（発熱、強い腹痛など）の対応について



* 連絡がつかない場合は、連絡がつくまで保健室で安静にしています。
できるだけ早く迎えに来てください。

II 非常変災時など緊急事態における非常措置

台風など非常変災、その他緊急事態発生または発生の恐れがあるときは、児童の安全確保を図るため、下記による非常措置をとりますので、家庭での対応をあらかじめ相談しておいてください。

1 台風等暴風襲来時における対応 場所：「滋賀県」「近江西部」

暴風警報発令時	登校前	午前7時において「特別警報」「暴風警報」が発令中は、臨時休業とします。	学校から連絡はいたしません。テレビ等の気象情報に気をつけてください。
	登校後	登校後に「特別警報」「暴風警報」が発令された場合または発令が必至の場合、通学路の安全等を勘案の上、速やかに下校の措置をとります。	下校する場合は、集団で下校いたします。下校させるに当たっては、事前に記入いただき提出された調査回答等にもとづき、各児童の措置を決めます。
登校前警報発令がない場合	登校前	午前7時において「特別警報」「暴風警報」が発令されていない場合、児童は登校します。	

2 その他の警報発令時（大雨、大雪、洪水等）

大雨・大雪 洪水等の 警報発令時	児童は登校します。	始業時刻の繰り下げ及び終業時刻の繰り上げ等の措置が必要になった場合は、その状況に応じて対応します。
------------------------	-----------	---

3 強風や大雨、または落雷のおそれや不審者の出現等により下校に危険があると判断した場合、児童は学校待機とし、下校を見合わせる場合があります。→メール配信

4 地震が発生した場合

地震発生 の場合	・家庭にいるときで、緊急避難が必要と判断した場合は、安全確保の上、関係機関の指示に従い、広域避難場所へ避難してください。 ・児童が学校にいるときは、学校の防災計画に従って速やかに避難し、その時の状況に応じて、各家庭と連絡を取り集団下校、または、学校待機の措置をとります。	
-------------	--	--

Ⅲ 臨時休業措置（学級閉鎖等）による下校について

感染症（インフルエンザ、流行性嘔吐下痢症）が集団で発生した場合、学校医と相談の上、学級・学年又は全校の臨時休業措置（学級・学年閉鎖）をとります。その場合の下校措置は、下記のように対応します。

- 1 休業期間及びその理由等についてのお知らせ文書を持ち帰らせます。また、家庭での対応についてもお知らせしますので、それに従って家庭でのご指導をお願いします。
- 2 発熱などにより単独での下校が危ぶまれる児童については、家庭と連絡をとり迎えに来ていただきます。
- 3 2以外の児童を下校させるに当たっては、下校時の安全を考慮し、他の学級と同時刻に下校させます。ただし、クラスの状況により、昼食後下校とする場合があります。その際はお迎えをお願いします。
- 4 和邇児童クラブへ通う児童については、和邇児童クラブの指導者と連絡を取り対応いたします。

Ⅳ 変質者が出没した場合

☆ 児童が帰宅し、変質者等に出会った話を聞かれた場合、次のように対応してください。

- 1 児童のけが等、身体状況を確認の上、そのときの様子や人物、車等の特定できるものがないかを聞き出し、下記へ連絡して下さい。
 - 緊急を要する場合は**110番**
 - 和邇駐在所（**594-0049**） か 大津北署（**573-1234**）
 - その後、学校へ（**594-0012**）
- 2 学校では、情報が入り次第、内容に応じて、各家庭にメール配信します。

V 集団下校等の危機体制の解除方法について

変質者等の出没により集団下校した場合、学校からの特別の連絡、指示がないときは、通常の登校方法により登校させてください。翌日も警戒しなければならないときは、メール配信で指示いたします。

VI 児童が帰宅しないとき

- 1 通常の帰宅時刻になっても児童が帰宅しないとき、学校（594-0012）にも連絡をしてください。学校職員が第1次捜索を行います。
- 2 捜索しても児童の居場所が確認できない場合は、警察にも連絡してください。学校職員も緊急の体制をとり、第2次捜索を行います。
- 3 児童が遊びに出るときは、「どこへ」「だれと」「いつ帰る」の三点は必ず告げてから遊びに行くように家庭でもご指導ください。

VII 集団下校体制

1 集団下校の目的

非常変災時等緊急事態における児童の安全な下校を保障するため。

2 集団下校実施のめやす

- (1) 登校後、暴風雨警報が発令された場合、発令が必至の場合、単独での下校が危ぶまれる場合
- (2) 登校後、大雨・大雪・洪水等の警報が発令され、単独での下校が危ぶまれる場合
- (3) 地震が発生し、単独での下校が危ぶまれる場合
- (4) 変質者の発生等、単独での下校が危ぶまれる場合
- (5) その他、単独での下校が危ぶまれる場合

<いずれの場合も、最終的には学校長の判断によって決定します。>

状況に応じて学校待機の措置をとります。

3 集団下校の手順

- (1) 学級担任………集団下校児童と学校待機児童の振り分け
- (2) 集団下校児童………学年別・方面別に集団で下校
学校待機児童………迎えがあるまで、学校内で待機（それぞれの保護者に来ていただき、いっしょに下校します。）
- (3) 集団下校開始
緊急時は方面別に教師が引率します。
地区委員さん、スクールガードのみなさんにも下校の引率、見守りの協力を依頼します。